

託送供給等約款以外の供給条件

<電圧についての特別措置（400ボルト供給）>

平成29年4月1日 実施

関西電力株式会社

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この託送供給等約款以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、次の地域において、託送供給等約款（平成 29 年 3 月 1 日付け 20161031 資第 40 号認可。以下「託送供給等約款」といいます。なお、当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）13（電気方式，電圧および周波数）にもとづく受電電圧または供給電圧が高圧の場合で，契約者または発電契約者がこの供給条件の適用を希望されるときに限り，適用いたします。

大阪市住之江区南港北 1 丁目，2 丁目，3 丁目

2 受電電圧および供給電圧

受電電圧および供給電圧は，標準電圧 400 ボルトといたします。

3 その他

- (1) 当社は，変圧器等の供給設備を施設する場所を契約者，発電契約者，発電者または需要者から無償で提供していただきます。この場合，変圧器の 2 次側接続点までは，当社が施設いたします。
- (2) この供給条件に定めのない事項については，託送供給等約款の高圧で託送供給または発電量調整供給を受ける場合にかかわる規定によるものといたします。